

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5858491号
(P5858491)

(45) 発行日 平成28年2月10日(2016.2.10)

(24) 登録日 平成27年12月25日(2015.12.25)

(51) Int.Cl.

G06Q 50/10 (2012.01)

F 1

G06Q 50/10 160

請求項の数 8 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2013-203999 (P2013-203999)
 (22) 出願日 平成25年9月30日 (2013.9.30)
 (65) 公開番号 特開2015-41376 (P2015-41376A)
 (43) 公開日 平成27年3月2日 (2015.3.2)
 審査請求日 平成25年12月16日 (2013.12.16)
 (31) 優先権主張番号 102129978
 (32) 優先日 平成25年8月22日 (2013.8.22)
 (33) 優先権主張国 台湾 (TW)

(73) 特許権者 515162693
 樂點股▲ふん▼有限公司
 台灣新北市中和區中正路736號18樓
 (74) 代理人 100093779
 弁理士 服部 雅紀
 (72) 発明者 彭 仁主
 台灣新北市中和區中正路736號18樓
 審査官 梅岡 信幸

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】取引システム及びそれを用いた取引方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

システム業者サーバー及び経路業者サーバーを含む取引システムに応用され、前記システム業者サーバーは、インターネットを介して供給業者サーバーに接続されており、前記供給業者サーバーから伝送される商品資料を受信して保存するシステム業者データベースが設けられており、

前記経路業者サーバーは、前記インターネットを介して前記システム業者サーバーに接続されており、前記システム業者サーバーから伝送される商品資料を受信し、

前記供給業者サーバーから伝送される商品資料及び商品コードを保存するステップと、前記システム業者データベースで、各前記商品コードに対応する経路コードを生成するステップと、

前記商品資料及び対応する経路コードを前記経路業者サーバーに供給するステップと、前記経路業者サーバーが前記経路コードに基づいた取引情報を前記システム業者サーバーに伝送する場合、前記システム業者データベースから対応する商品資料を検索し、前記商品資料に販売済みと記録するステップとを含むことを特徴とする取引方法。

【請求項 2】

前記システム業者サーバーは、前記インターネットを介して伝送された検証コードを受信し、前記検証コードが各前記経路コードに対応しており、且つ前記経路コードに対応する商品資料が販売済みと記録されていると判断する場合、確認情報を前記供給業者サーバーに伝送することを特徴とする請求項 1 に記載の取引方法。

【請求項 3】

前記供給業者サーバーは、供給業者データベースが設けられており、一組の商品資料及び商品コードが保存されており、

最初の取引を行うとき、

前記供給業者サーバーは、前記インターネットを介して前記商品資料及び前記商品コードを前記システム業者サーバーに伝送し、

前記システム業者サーバーは、前記検証コードが各前記経路コードに対応しており且つ前記経路コードに対応する前記商品資料に販売済みと記録されると判断すると、前記商品コードを前記確認情報と共に前記供給業者サーバーに伝送し、

前記供給業者サーバーは、前記確認情報を受信した後に先ず前記供給業者データベースの商品コードがキャンセルされていないと判断した後、前記商品資料に対応する取引サービスを再度実行し、前記商品コードをキャンセルすることを特徴とする請求項2に記載の取引方法。 10

【請求項 4】

各前記経路コードは、互いに異なる一組の数値により構成され、前記商品コードに対応することを特徴とする請求項3に記載の取引方法。

【請求項 5】

前記商品資料は、商品名称、商品価格、及び使用期限を含むことを特徴とする請求項4に記載の取引方法。 20

【請求項 6】

システム業者データベースが設けられており、インターネットを介して供給業者サーバーから伝送される商品資料及び商品コードを保存し、前記システム業者データベースに各前記商品コードに対応する経路コードを生成するシステム業者サーバーと、

前記インターネットを介して前記システム業者サーバーに接続されており、前記システム業者サーバーから提供される前記商品資料及び前記経路コードを受信する経路業者サーバーと、を備え、

前記経路業者サーバーは、前記経路コードに対応する取引情報を前記システム業者サーバーに伝送し、

前記システム業者サーバーは、前記取引情報を受信した場合、前記システム業者データベース中から対応する商品資料を検索し、前記商品資料を販売済みと記録することを特徴とする取引システム。 30

【請求項 7】

前記システム業者サーバーは、前記インターネットを介して伝送された検証コードを受信し、前記検証コードが各前記経路コードに対応しており且つ前記経路コードが対応する商品資料が販売済みと記録されると判断する場合、確認情報を生成し、前記確認情報を前記供給業者サーバーに伝送することを特徴とする請求項6に記載の取引システム。

【請求項 8】

前記システム業者サーバーは、転換ユニットが内設されており、

前記転換ユニットは、各前記商品コードをそれぞれ各前記経路コードに転換し、

各前記経路コードは、互いに異なる一組の数値により構成されており、それぞれが商品コードに対応していることを特徴とする請求項7に記載の取引システム。 40

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、取引システム及びそれを用いた取引方法に関する。

【背景技術】**【0002】**

パソコンのハードウェア及びソフトウェアの技術進歩とブロードバンドインターネットの発展により、現在のネットワークゲームは既に現代社会の一般的な娯楽となっており、ゲームのジャンルも多様化している。華麗なグラフィックを誇る格闘ゲームやアクション 50

ゲーム、技術を競うスポーツゲーム、頭を使うパズルゲーム等どれでも多くのプレイヤが集まっている。一般的には、現在のネットワークゲームの経営方式は主に「無料制」及び「課金制」の2つに分けられる。「無料制」のネットワークゲームはゲーム中に挿入される広告がゲーム会社の収入源となっている。「課金制」のネットワークゲームはプレイヤが定期的にゲームのポイントを購入することでゲームを続けるようとする。ゲーム会社が「課金制」のネットワークゲームで如何に収入を得て管理をするかは、ネットワークゲームの営業収益及び人気に直結する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

10

【特許文献1】特開2006-260441号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、前述した従来の技術では、最も一般的な「課金制」ネットワークゲームのゲーム会社（ここではゲームを開発するゲームメーカーやゲーム代理店等を広く指す）は、ゲームを時間単位で課金する方式（例えば、一ヶ月500元等）で複数組の検証コードを生成し、これら前記検証コードに基きゲームのポイントカードを製作する。最後に、販売業者（例えば、コンビニ）から販売し、消費者は販売業者からゲームのポイントカードを購入する。消費者はカードの検証コードを用いてゲーム会社が開設したゲームサイト上で登録認証を行い、サービス（即ち、預金ゲーム時数）を開始する。この課金方式は既に何年も続いているが、欠点があり、ゲーム会社にとっては管理上及び危機管理上の多くの欠陥が存在する。その主要な原因は、前述の課金方式ではゲーム会社が生成する「検証コード」には実際の商品と同じ価値があり、良からぬ人間がその潜在的利益に目をつけ、クラッキングや盗用等で検証コードを不正に入手する事があった。例えば、販売業者が販売中にゲームのポイントカードを不注意により盗まれると、ゲーム会社は盗まれたゲームのポイントカードの検証コードがどれなのかわからぬため、他人が盗まれたゲームのポイントカードを直接使用してポイントを加算する等である。ゲーム会社も何組の検証コードが盗まれているか分からぬためその取引には潜在的な危険性があり、巨額の損失が被っている。

20

【0005】

30

前述の問題は、ゲームを開発するメーカー（以下、「供給業者」という）か代理店かに拘らず、ゲームを販売する代理店（以下、「代理商」という）にとっては、解決の難しい課題である。このため、新たな取引方法を開発した。代理商が供給業者からゲームの商品或いはサービスに対応するよう生成された検証コードを取得した後、代理商は検証コードを直接ゲームのポイントカード上に印刷せず、販売業者の販売方式を改善し、消費者が販売業者からゲーム時数を購入し支払い完了後、販売業者はまずインターネットを介して代理商に「支払い完了」を通知する。この際代理商は一組の検証コードを販売業者に提供し、販売業者は前記組検証コードをレシート上に印刷してユーザーに渡す。これにより、ゲームのポイントカードが未発売の段階で盗難され盗用される問題を回避する。しかしながらこの方法は実際に実施する際には不完全であり、これは販売業者がすぐに（或いはまとめて）代理商に連絡し検証コードを取得しプリントせねばならず、全ての販売業者からの連絡を受けると取引手続きの複雑さが大幅に増加し、また販売コストも増加するため、十分に普及していない。

40

【0006】

そこで、本発明者は上記の欠点が改善可能と考え、鋭意検討を重ねた結果、新たな取引方式を開発し、販売業者と消費者との従来の取引習慣に影響を与えることなく消費者が取得する検証コードの安全性を確保し、潜在的な取引の危険性を低下させる。アジア地区では海賊版が猛威を奮っており、多くの有名なソフトウェア業者が生成した登録用商品コードにも皆販売経路で盗難される危険性があり、ソフトウェア業者は長い間不正使用の損失が被つ

50

ている。如何にこれらの認証コード、登録コード等の取引方法を改良し、代理商が前述の新形態を具備する現在の商品コード、登録コード、認証コード等のコード生成システムを変更する必要のない取引方法を開発するかは、本発明が解決を目指す重要な問題である。

【0007】

本発明は、このような従来の問題に鑑みてなされたものである。上記課題を解決するため、本発明は、販売経路で原始商品コードを隠すことが可能な取引システム及びそれを用いた取引方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上述した課題を解決し、目的を達成するために、本発明の取引方法は取引システムに応用される。取引システムは、システム業者サーバー及び経路業者サーバーを含む。システム業者サーバーは、インターネットを介して供給業者サーバーに接続されており、供給業者サーバーから伝送される商品資料を受信して保存するシステム業者データベースを有する。経路業者サーバーは、インターネットを介してシステム業者サーバーに接続されており、システム業者サーバーから伝送された商品資料を受信する。供給業者サーバーから伝送（例えば、インターネットを介して商品資料を伝送させるか、或いは手作業で販売商品を伝送）された商品資料及び商品コードを保存するステップを含む。システム業者データベースの中で、商品コードに対応する経路コードを生成するステップを含む。商品資料及び対応する経路コードを経路業者サーバーに提供するステップを含む。経路業者サーバーの経路コードに基づいて取引情報をシステム業者サーバーに伝送する場合（例えば、消費者が支払い完了等）、システム業者データベース中で対応する商品資料を検索し、商品資料に販売済みと記録するステップを含む。

10

20

30

【0009】

また、消費者はインターネットを介して検証コードをシステム業者サーバーに伝送し（「検証コードの伝送」動作は、消費者が支払い完了後に取得した経路コードを検証コードとし、システム業者サーバーに伝送して認証を行い、対応する商品或いはサービスを取得する行為）、システム業者サーバーは検証コードが各経路コードに対応していると判断し、経路コードの対応する商品資料が販売済みと記録されていると判断すると確認情報を供給業者サーバーに伝送する。供給業者サーバーに商品資料に対応する取引サービスを実行するか、或いは対応する消費者の権益（例えば、ゲーム時数を加算する等）を取得するステップを実行する。システム業者サーバーの業者は、原始商品コードに基き販売商品を製作するのではなく、転換された経路コードに基き販売商品を製作し、末端の販売業者に提供する。これにより、経路コードが盗難、偽造、クラッキング、或いは消費者がコードを取得後にコピーして他のユーザー（例えば、ソフトウェア登録コード）に与える等不正に入手された経路コードの交換が無効化され、合法的に購入した消費者もクラッキングして他のユーザーに使用させる事は出来なくなる。また、販売業者が販売した経路コードに何らかの事故が発生しても、システム業者サーバーの業者は、商品コードを基に再度経路コードを生成して販売業者に提供するのみで販売を継続することができ、管理上の利便性が高まり、取引に於ける潜在的な危険性が大幅に低下する。

【0010】

40

また、システム業者サーバーが商品コードを確認情報と一緒に供給業者サーバーに伝送し、供給業者サーバーは、確認情報を受信後に、まず供給業者サーバー内に保存された原始商品コードがキャンセルされているかを判断し、商品コードがキャンセルされていなければ、商品資料に対応する取引サービスを実行する。その後、商品コードがキャンセルされた場合、システム業者サーバー及び供給業者サーバーがそれぞれ判断して、完全なセキュリティシステムが形成される。

【0011】

なお、本発明は、商品コードの更新時の利便性を高めることができる。例えば、システム業者サーバーが商品コードが既に使用されている、キャンセルされる、変更される、更新された等（例えば、商品コードを定期的に更新させクラッキングを防ぐ）の確認を行い

50

、システム業者サーバーは、同調情報を伝送し、これら商品コードを供給業者サーバーに伝送する。その後、供給業者サーバーが供給業者サーバー及びシステム業者サーバーの商品コードの更新作業を実行する。

【0012】

前述の更新作業は、市場の経路で販売される経路コードに全く影響を与えないため、供給業者や代理商の作業コストを大幅に減らすことができる。このほか、システム業者サーバー及び供給業者サーバーは、共に双方向にそれぞれ更新を行うため、より完全なセキュリティシステムが形成される。

【図面の簡単な説明】

【0013】

10

【図1】本発明の第1実施形態による取引システムを示す模式図である。

【図2】本発明の第1実施形態による取引システムのシステム業者データベースを示す模式図である。

【図3】本発明の第1実施形態による取引方法を示す模式図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下に図面を参照して本発明の実施形態について、詳細に説明する。なお、本発明は、以下に説明する実施形態に限定されるものではない。

【0015】

20

(第1実施形態)

本発明の第1実施形態による取引システムを図1に示す。本実施形態では、取引システム1は、供給業者サーバー11(ここでは、供給業者サーバーはソフトウェア開発メーカーの開設した管理サーバーであり、「ソフトウェア」はパソコンのアプリケーションプログラム、ゲームのプログラム等である)に組み合わされて応用され、またシステム業者サーバー12及び経路業者サーバー13を含む。供給業者サーバー11には供給業者データベースD1が保存され、供給業者データベースD1には複数の商品資料(例えば、ソフトウェア使用可能時数、ソフトウェア使用権及びその価格)及び複数の商品コード(例えば、商品のバーコード)が保存され、各商品コードは各商品資料にそれぞれ対応する。

【0016】

30

図1及び図2によれば、システム業者サーバー12(例えば、ソフトウェア代理商が開設したインターネットサーバー)は、システム業者データベースD2が設けられており、インターネット10を介して供給業者サーバー11に接続されている。システム業者サーバー12は、供給業者サーバー11から伝送され、商品資料及びこれら商品コードを受信し、システム業者データベースD2(即ち、図2に示すD21及びD22)に保存する。また、システム業者サーバー12は、システム業者データベースD2に保存された各商品コードD22に対する経路コードD23をそれぞれ生成する。経路業者サーバー13(例えば、コンビニエンスストアのレジや中央コンピュータ)は、インターネット10を介してシステム業者サーバー12に接続され、システム業者サーバー12との間で相互の資料伝送を行う。経路業者サーバー13は、システム業者サーバー12から提供される商品資料D21及び対応の経路コードD23(例えば、インターネット10を通じ、或いはソフトウェア代理商が伝送した商品やサービスを受信)を更に受信する。

40

【0017】

消費者が販売業者から指定の商品を購入後に商品から対応する経路コードD23を取得する。この際、経路業者サーバー13は、経路コードD23に対する取引情報をシステム業者サーバー12に伝送し、システム業者サーバー12が取引情報を受信すると、システム業者サーバー12は、システム業者データベースD2中で対応する商品資料D21を検索し、商品資料D21は販売済みと記録される。

【0018】

これにより、消費者が後日インターネット10を介して検証コード(即ち、消費者が取引の料金精算後に取得した経路コードD23、及びインターネット10を通じ入力された

50

コードは「消費者が入力したコード」となりシステム業者サーバー12の内部に保存される「経路コードD23」、特に「検証コード」は消費者が能動的にシステム業者サーバー12に入力した認証コードと定義される)をシステム業者サーバー12に伝送し、システム業者サーバー12が検証コードと経路コードD23とが符合すると判断し、且つ対応する商品資料D21が販売済みである場合、確認情報を伝送し、供給業者サーバー11は対応する取引サービスを提供する。

【0019】

取引システム1の実施上の仔細とステップを更に説明し、図3に示すプロセス図を例に本発明の取引方法を詳細に説明する。本発明の取引方法によれば、供給業者が商品(例えば、ソフトウェア起動サービス、実体のある、或いはバーチャルの商品、ゲーム時数等)に対し課金方式を制定し、複数組の商品コードを生成し、システム業者が販売すると(インターネット10を通じて伝送されるか、或いは手作業で伝送される)、システム業者サーバー12は以下のステップを実行する。

【0020】

ステップ301:図1に示すように、インターネット10を介して供給業者サーバー11から伝送された商品資料及び商品コードを受信し、これら商品資料及び商品コードをシステム業者データベースD2(即ち、図2のD21、D22)に保存する。

【0021】

ステップ302:各商品コードD22に対しシステム業者データベースD2中で経路コードD23をそれぞれ生成し、各商品資料D21を各商品コードD22及び経路コードD23に対応する。各組の商品コードD22は、皆異なる数値であり、各組の経路コードD23も異なる数値である。図2のように、商品コードD22は、「ABCD12」とび「ABCD06」となり、経路コードD23は「XYZ14」とび「XYZ02」となり、経路コードD23の生成メカニズムは、システム業者サーバー12のユーザーアカウントコントロールにより決定され、機密性及び安全性を確保する。

【0022】

ステップ303:これら商品資料D21及び対応する経路コードD23に基き商品(例えば、ゲームのポイントカード、バーチャルアイテム交換券、特典と交換出来るQRコード(登録商標)等)を製作し、経路業者サーバー13に提供し販売を行う。販売方式は、従来の実商品(例えば、ソフトウェア登録カード、ゲームのポイントカード等)でもバーチャル商品(例えば、インターネットのプラットフォーム上で販売される)でもよい。

【0023】

ステップ304:消費者が商品を購入し支払い完了後、商品の内容から経路コードD23を取得し、経路業者サーバー13は、経路コードD23に対する取引情報をシステム業者サーバー12に伝送し、システム業者サーバー12は、システム業者データベースD2中で対応する商品資料D21を検索し、商品資料D21は販売済みと記録される。

【0024】

ステップ305:その後、消費者は、インターネット10を介して商品の経路コードD23に基きシステム業者サーバー12が開設したサイト上で検証コードを入力し、システム業者サーバー12が検証コードがシステム業者データベースD2の何れか1つの経路コードD23に対応しているか判断し、対応しているならばステップ306に進み、対応していないならば処理プロセス(特に強調すると、ユーザーが入力した検証コードは経路コードD23と照合され、これは商品コードD22ではなく、商品コードD22は経路業者サーバー13や消費者には表示されないため、取引システム1の安全性は確保される)を終了させる。

【0025】

ステップ306:経路コードD23が対応する商品資料D21が販売済みと記録されているか更に判断させ、記録されているならばステップ307に進み、記録されていないならば処理プロセスを終了する。

【0026】

10

20

30

40

50

ステップ307：確認情報を供給業者サーバー11に伝送し、供給業者サーバー11は商品資料D21に対応する取引サービス（例えば、ソフトウェア起動、バーチャルアイテムと交換）が実行可能であると消費者に通知する。

【0027】

上述のステップの通りに、本実施形態の取引方法に基けば、商品コ-ドD22は、販売経路に流出することは全く無くなる。即ち、全ての取引過程で商品コ-ドD22は、経路業者サーバー13や消費者に表示されることがなくなる。これにより、消費者が所有する商品コ-ドD22は、システム業者サーバー12をスキップし供給業者の供給業者サーバー11との間のみで取引が行われ、取引の安全性は完全に保証される。

【0028】

このほか、本発明の取引方法では、消費者が支払い完了した場合のみシステム業者サーバー12が経路コードD23を販売済みと記録するため、何者かがシステム業者サーバー12に接続し販売済みと記録されていない経路コードD23を入力すると、システム業者サーバー12は対応する取引サービスを実行せず、経路コードD23が盗用か盗難されていると判断し、システム業者は経路コードD23に対する商品を新たに発行し、商品の盗難問題を完全に解決し、システム業者が重大な損失を受けないようにする。

【0029】

ちなみに、前述の実施形態では、取引システム1で販売される商品は、ゲームポイントやバーチャルアイテムであるが、実際の実施においての取引される商品はこれらに制限されず、ソフトウェア（例えば、ゲームソフトウェア、グラフィックソフトウェア、アンチウイルスソフトウェア）、交換券（例えば、レストランの食事券、映画のチケット等）や、デジタルデータ伝送方式で伝送される商品（例えば、携帯電話のショートメッセージで受信した商品データ及び関する認証資料）であってもよい。商品資料D21に含まれるデータは商品名称（例えば、映画の午前中のチケット）、商品価格（例えば、特価50元）、使用期限（例えば、一ヶ月以内）、或いは他のあらゆる商品に関するデータ等に細分化されても良い。

【0030】

また、本発明の第1実施形態では、システム業者サーバー12内には転換ユニット121が更に設けられ、システム業者サーバー12が供給業者サーバー11から伝送された商品資料及び商品コ-ドを受信すると、システム業者サーバー12は転換ユニット121により、各商品コ-ドD22を各経路コードD23にそれぞれ転換し、これら経路コードD23は互いに相違する一組の数値により構成される（即ち、各組の経路コードD23は皆異なり、一組の商品コ-ドD22にのみ対応する）。

【0031】

（第2実施形態）

なお、本発明の第2実施形態では、システム業者サーバー12は、消費者により伝送された検証コードが経路コードD23とあっていると確認し、対応する商品資料D21も販売済みと記録されている場合、システム業者サーバー12は、商品コ-ドD22を確認情報と一緒に供給業者サーバー11に伝送する。供給業者サーバー11が確認情報を受信した後、まず供給業者データベースD1に保存される商品コ-ドがキャンセルされていないかを確認し、商品コ-ドがキャンセルされていないのであれば、供給業者サーバー11は商品資料D21に対応する取引サービスを実行する。その後、商品コ-ドがキャンセルされると第2認証システムが形成され、同様の商品コ-ドが重複して交換（図1及び図2の参照）されないようにする。

【0032】

このほか、取引システム1の安全性を更に高めるため、供給業者サーバー11やシステム業者サーバー12の業者は、定期的に商品コ-ドのコード編成フォーマットを変更し、或いは使用済みの商品コ-ドを定期的に削除する。即ち、供給業者サーバー11かシステム業者サーバー12の何れか一方が情報を更新すると、変更後のこれらの商品コ-ド（例えば、記録、キャンセル、変更、更新）は、同時に他方に伝送され、他方も供給業者サー

10

20

30

40

50

バー 1 1 及びシステム業者サーバー 1 2 の商品コードを更新する。前述の更新作業は、市場の経路中で販売される経路コードに全く影響を与えず、取引システム 1 の管理及び作業コストを大幅に削減することができる。このほか、システム業者サーバー 1 2 及び供給業者サーバー 1 1 は、共に双方向にそれぞれ更新を行うため、より完全なセキュリティシステムを形成することができる。

〔 0 0 3 3 〕

以上、本発明はこのような実施形態に限定されるものではなく、発明の趣旨を逸脱しない範囲において、種々の形態で実施することができる。

【符号の説明】

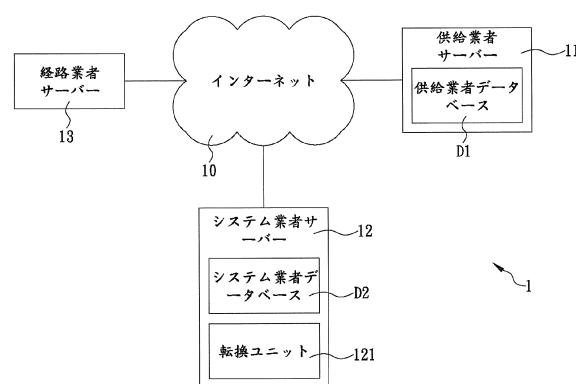
【 0 0 3 4 】

- 1 取引システム、
- 1 0 インターネット、
- 1 1 供給業者サーバー、
- 1 2 システム業者サーバー、
- 1 2 1 転換ユニット、
- 1 3 経路業者サーバー、
- D 1 供給業者データベース、
- D 2 システム業者データベース、
- D 2 1 商品資料、
- D 2 2 商品コード、
- D 2 3 経路コード。

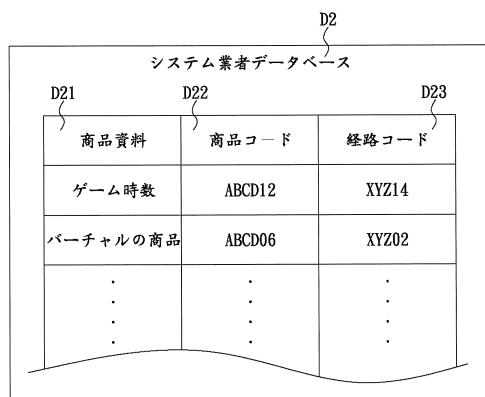
10

20

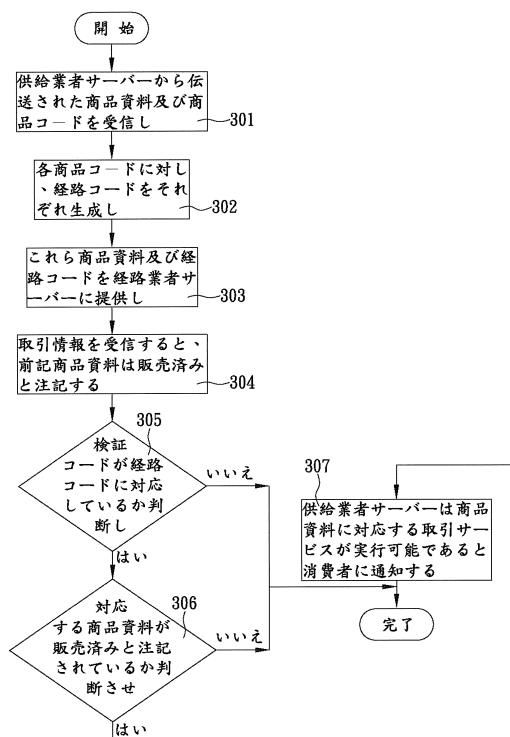
( 1)



【圖2】



(3)



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2004-342066(JP, A)
特開2005-222251(JP, A)
特開2001-222734(JP, A)
特開2003-288462(JP, A)
米国特許出願公開第2003/0085797(US, A1)
特開2008-293284(JP, A)
特開2007-323297(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00 - 50/34